

令和 8 年 6 月 1 日

和光市子ども・子育て支援会議
会長 森田 明美 様

和光市子ども・子育て支援会議
基準検討・児童福祉部会
部会長 五十嵐 裕子

令和7年度第2回和光市子ども・子育て支援会議基準検討・児童福祉部会に報告された事項について（報告）

令和8年5月11日付けで当部会に報告された事項について、次のとおり報告します。

記

1 議題

- (1) 市内保育施設等における虐待通報に係る報告について
- (2) その他

2 市内保育施設における虐待通報の状況

- (1) 通報件数 1 件
- (2) うち虐待該当 1 件

3 虐待の状況

- (1) 施設等の種別 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- (2) 虐待の類型 心理的虐待
- (3) こどもの状況 10歳（小学4年生）男児1名
11歳（小学5年生）男児1名

※通報当日に実施した現地での状況確認においては、外見上・行動上ともに心理的負担またはストレスを示す明確な徴候は認められなかった。

- (4) 虐待を行った職員の職種 放課後児童支援員（2年以上の実務経験による認定）

4 経過及び市が講じた措置

令和8年2月26日 運営事業者から市へ情報提供
第一回虐待実務者会議実施
市が該当施設を訪問し、施設長・同僚職員からヒアリング
市から法人に、今後の対応について報告書の提出を求める

令和8年2月28日	法人が当該職員を直接支援業務から外すことを決定
令和8年3月2日	当該職員が直接支援から外れる
令和8年3月4日	法人から報告書が提出される
令和8年3月5日	第二回虐待実務者会議実施
令和8年3月6日	市から法人に不足情報の追加報告を依頼
令和8年3月12日	法人から追加報告書が提出される
令和8年3月13日	第三回虐待実務者会議実施
令和8年3月17日	市が該当施設を訪問し、追加の状況確認実施

5 市が園に求めた改善について

- (1) 法人からの報告書に記載されている再発防止策を真摯に実施すること。
- (2) 指定管理期間終了日（令和8年3月31日）までの期間、こどもの権利を十分に意識しながら日々の育成支援に携わること。

6 合議体で示した意見

- (1) 特別な配慮が必要な児童を受け入れる場合、学んでいても実際の対応は難しい。虐待事案が明らかとなってから職員を異動させて済む問題なのか。法人として配慮の必要な児童への支援も含め児童への対応についてどのような理念をもち、それをどのように職員へ浸透させているのか、そこが大きな問題である。
- (2) 在籍人数が少ないことで集団の苦手な児童が安心して過ごすことができるという一面もあるが、支援員と児童の関係が密になりすぎる状況は必ずしもいい環境とはいえない。在籍児童、職員の少ない場なりの留意が必要と考えられる。
- (3) モデルになる職員がいれば自分自身で気付く機会がある。それが機能しなかったのであれば、組織的な問題と疑わざるを得ない。
- (4) 支援の必要な児童が安心して過ごすことができる環境が整えられているかどうか、他施設でも見直したほうがよいのではないかと。

7 合議体の意見を踏まえ、市の今後のフォローアップ方針

- (1) 指定管理期間終了日である3月31日までの期間、こどもの権利を十分に意識しながら育成支援に携わるよう指導する。
- (2) 随時施設を訪問し、安全な運営状況の確認を行う。
- (3) 令和8年4月1日からは他法人が指定管理者として当該施設運営する。今回の事案で講じた再発防止策の内容及び児童の状況について、適切な引継ぎを行う。

8 その他

市は、児童福祉法及び虐待対応ガイドラインに基づき、埼玉県に報告し、埼玉県は県内の情報を取りまとめて毎年度公表する。